

第119号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号中「のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を次のように改める。

- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したと。

第3条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第5条の2の見出しを「（育児休業に伴う任期付採用職員）」に改める。

第5条の3の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に

改める。

第6条の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第7条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付する。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に、「部分休業により養育しようとする子」を「養育しようとする子」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第9条を次のように改める。

（部分休業の承認）

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付する。

第11条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が平成19年8月1日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）の施行の際現に育児休業をしている職員が平成19年8月1日以後に復帰した場合における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。